

平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）を実施するため、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式によるものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が立入検査（財務大臣の権限によるものを除く。）をするときに携帯すべき証明書

二 法第二十一条第八号から第十四号までに掲げる金融機関に対して農林水産省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

附 則

この命令は、法の施行の日（平成二十年六月二十一日）から施行する。

附 則 （令和元年六月二十四日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和三年二月一十七日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

表 面

第 号

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名

裏 面

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（抄）

（立入検査）

- 第三十六条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。
- 6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 2 第三十六条第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B 8 とすること。